

鳥取県廃棄物行政主管部（局）御中

鳥取県悪臭・公害主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課災害廃棄物対策室

環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室

鳥取県中部を震源とする地震で発生した災害廃棄物等に起因する害虫及び悪臭への対策について（周知）

鳥取県中部を震源とする地震により発生した災害廃棄物の中には、食品系廃棄物や農林・畜産廃棄物など、**腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生**する可能性がある性状の廃棄物もあります。被災地における公衆衛生の悪化を防止するとともに生活環境を保全するためには、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策が重要です。

災害廃棄物に起因する害虫や悪臭による日常生活圏への影響を低減する方法としては、

- ① **腐敗する可能性のある災害廃棄物（食品系廃棄物、農林・畜産廃棄物、廃畳、衣類、布団、草木類など）を分別**して、適切に管理し、腐敗を極力防止する取組を行うこと
  - ② **速やかに中間処理を行う**こと
  - ③ 腐敗する可能性が高い災害廃棄物の仮置場を**日常生活圏への影響が少ない位置**とすること
- 等が挙げられます。

また、このような対応を直ちに行うことが困難な場合の応急的な対策としては、当該災害廃棄物に消石灰を散布することや、消臭剤・殺虫剤を噴霧することが挙げられます。市町村等がその災害廃棄物の処理を実施する上で、これらの応急的な対策を必要と判断する場合、災害等廃棄物処理事業の一環として行うことが可能です。

関係県におかれましては、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について、適切に実施いただくように各市町村に対し周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

このほか、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については、社団法人日本ペストコントロール協会、一般財団法人日本環境衛生センター及び公益社団法人におい・かおり環境協会など、以下のとおり相談窓口を設置しておりますので、参考までにお知らせします。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 27 条第 2 項及び第 28 条第 2 項の規定に基づいて都道府県、保健所設置市又は市町村が実施する消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除（感染症予防事業）については、厚生労働省健康局結核感染症課が所管となるので参考までにお知らせします。

- 災害廃棄物の消毒及び災害廃棄物に起因する害虫の防除に関する御相談

社団法人日本ペストコントロール協会

TEL：03-5207-6321

- 害虫の発生抑制に配慮した災害廃棄物の処理方法に関する御相談

一般財団法人日本環境衛生センター 環境生活・住環境部（担当部長：武藤）

TEL：044-288-4878 FAX：044-288-5016

（080-4755-0080）

- 災害廃棄物に起因する悪臭に関する御相談

公益社団法人におい・かおり環境協会

TEL：03-6233-9011

FAX：03-6862-8854

**【本件に関する連絡先】**

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課災害廃棄物対策室 小岩、切川

TEL 03-5521-8358（直通）、FAX 03-3593-8263

E-mail [hairi-saigai@env.go.jp](mailto:hairi-saigai@env.go.jp)

環境省水・大気環境局大気環境課

大気生活環境室 岩原、北村

TEL 03-5521-8299（直通）、FAX 03-3593-1049

E-mail [odor@env.go.jp](mailto:odor@env.go.jp)